

# 東京都における退院促進支援

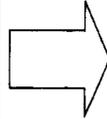
東京都福祉保健局障害者施策推進部

精神保健福祉課 生活支援係

柳沼 恵美

# 東京都地方精神保健福祉審議最終答申

東京都における退院促進の方向性



退院促進支援を、いわゆる社会的入院を解消するための取組にとどめず、「将来にわたって発生を予防する仕組みづくり」

- ①居住の場の確保と質の高い相談支援体制の整備
- ②多様な「日中活動の場」の提供
- ③医療中断防止対策の展開

- ④退院の意欲を喚起する当事者活動の取組の推進
- ⑤精神科医療と地域保健福祉の具体的な連携の実践

退院促進支援モデル事業(平成16年度から2年間実施)検討

積極的に推進

東京都の退院促進支援事業に反映

- グループホームや通所施設の入院中からの体験利用
- 効果的な社会復帰リハビリテーションプログラムの開発・普及
- 精神保健福祉センターのアプローチ手法を用いた再燃・再発防止への取組

## 東京都精神保健福祉ニーズ調査(平成16年度)

<p>入院患者調査 (入院患者本人)</p>	<p>○今後、半年以内に退院したいか？ ⇒ 約53%と半数以上の方は、「退院して病院以外の場所で暮らしたい」</p>	<p>○退院後の生活で不安なこと ・病気が再発したり悪化したりしないか不安 ・経済的なことが不安 ・家族に負担がかからないか不安</p>	<p>○退院後どのようなところで暮らしたいか？ ・自宅・アパートなどで「家族と同居」(47.5%) ・自宅・アパートなどで「ひとり暮らし」(23.7%)</p>
<p>入院患者調査 (入院患者の家族)</p>	<p>○今後、半年以内に退院してほしいか？ ⇒ 「退院してほしい」という回答が約60%を占める。</p>	<p>○患者さんに退院してほしい理由 ・病気が良くなっていない ・患者さんが社会で生活することが不安 ・病院に入院しているほうが安心</p>	<p>○退院後の生活で不安なこと ・病気が再発したり悪化したりしないか不安 ・家族に負担がかからないか不安 ・日中をどのように過ごさせればいいのか不安 ・経済的なことが不安</p>
<p>入院患者調査 (担当看護師)</p>	<p>○今後、半年以内に退院することは可能か？ ⇒ 「退院の可能性なし」という回答が半数以上を占め、「居住先・支援が整えば退院可能」が、約19%</p>	<p>○日常生活の自立度 ⇒ 食事、掃除、洗濯、身だしなみについては、ひとりで出来るという回答と手助けが必要の両極に回答が分かれている。金銭管理については、手助けが必要という回答の方がやや多い。</p>	<p>○現状で退院可能であるのに、退院できない理由 ⇒ やや「本人に退院の意思がない」「入居先が見つからない」「家族が反対」が多いが、特に、回答が集中している項目がない。</p>

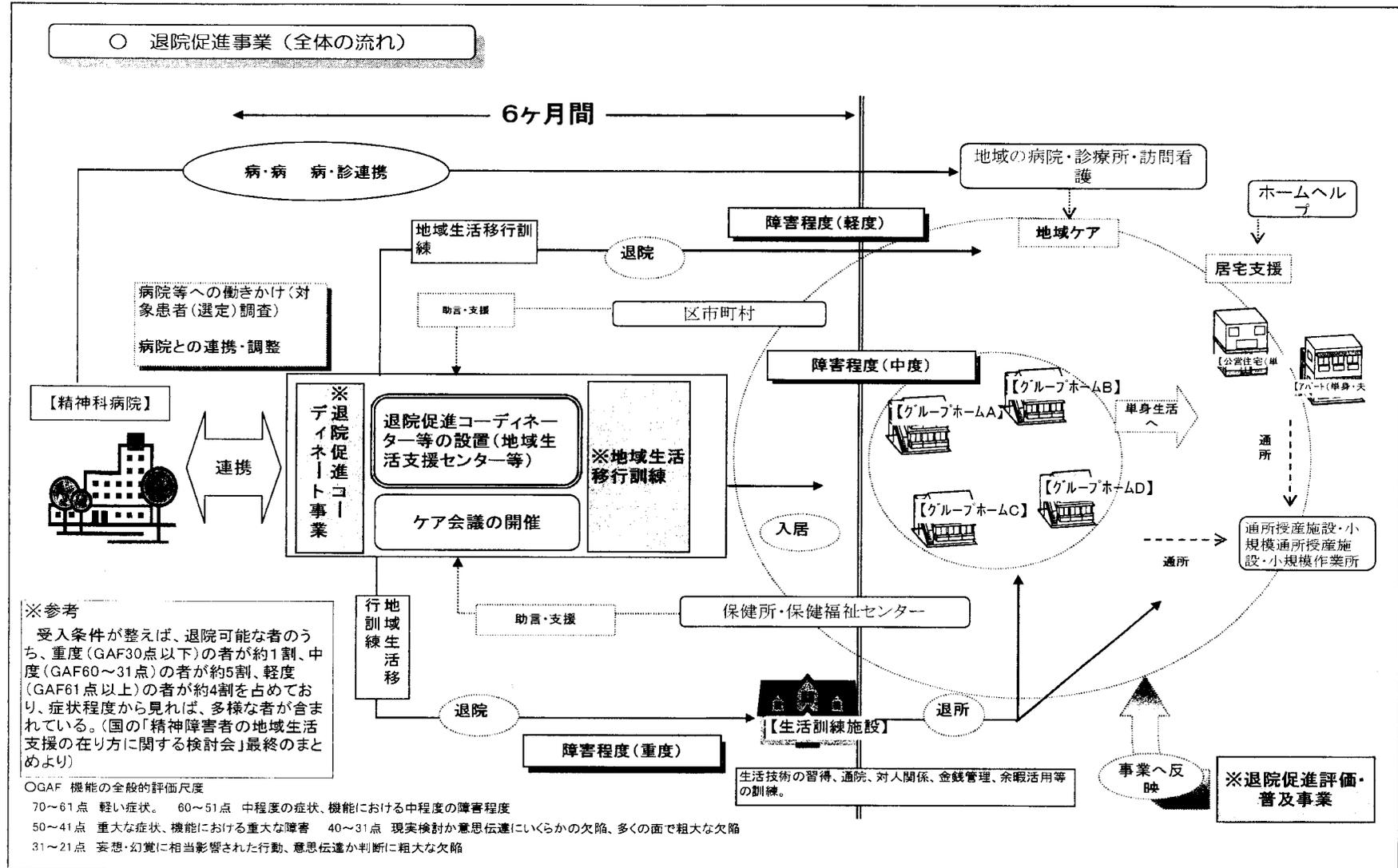
入院患者調査・退院調査  
(共通)

退院後、必要なサービス

- ◎入院せず休息できる場所(ショート)
- ◎訪問看護サービス
- ◎往診サービス
- ◎ホームヘルプ

◎退院促進を進める上で、患者さん及び家族等のニーズを分析することが重要！

# 東京都の退院促進支援事業(イメージ図)



## 東京都退院促進支援事業(概要)

### 1 退院促進コーディネーター事業

地域生活支援センター等にコーディネーター及びサポーターを配置し、病院への働きかけやグループホームとの調整、ケア会議の開催、支援計画の作成等を行う。

### 2 グループホーム活用型ショートステイ事業

入院期間中からの体験入居による退院支援や精神障害者が地域で安心して生活するため、一時的な休息等の場として活用。

### 3 精神科訪問看護推進事業

訪問看護ステーションの初回訪問時に病院看護師等が同行し、ステーション看護師に引き継ぎ・指導を行う。

### 4 地域生活移行支援会議

地域の実情を反映した退院促進支援事業の手法の改善と普及に向け、情報交換・事例の検証・人材育成に関する検討等を行い、関係機関のさらなる連携強化を図る。

・平成18年度 3地区      ・平成19年度 6地区

## ◎平成19年1月1日現在 東京都の施設等の状況

・グループホーム(A型)	8か所	41人
・グループホーム(B型)	130か所	665人
・ケアホーム	5か所	5人
・生活訓練施設	8か所	155人
・通所授産施設	27か所	717人
・小規模通所授産施設	69か所	1,246人
	(新体系移行済	1か所 20人含む)
・共同作業所	210か所	
・福祉ホーム	7か所	
	(うち、B型 1か所、区地域生活支援事業 2か所)	
・地域活動支援センター I 型+相談支援事業	35か所	
経過的な地域生活支援センター	10か所	
その他	2か所	

## 多様な住まいの確保

◎住まいの場の量的な整備と、適切なサポート体制をベースとした「個」を尊重した住まいの確保

【量的な確保】 □ 新3か年プラン・障害福祉計画  
(新3か年プラン) H18年度 85人 H19年度 85人 H20年度 85人  
(障害福祉計画) 第1期 障害福祉計画 255人分

【多様な住まいの確保】生活訓練施設  
福祉ホーム等、サテライト型グループホーム、通過型グループホーム



通過型グループホーム  
滞在型(夜間支援体制)グループホーム  
ケアホーム

公営住宅・賃貸住宅等への入居促進

【質の高い相談支援体制の整備】

地域生活支援センター  
居住サポート事業  
訪問看護事業  
ホームヘルプ事業

※医療的介入と一体的な相談支援、個々の病状や障害ライフステージに応じた柔軟なサービス提供など、当事者や家族のみならず、地域住民も相互に安心して快適な生活が確保されるための居住サポート

◎住まいの確保は、相談支援と一体的に機能させることで、精神障害者の地域移行支援の原動力となる。

# 今後の課題

- 1 広域調整のしくみづくり
- 2 区市町村格差  
区部・市町村部 精神科病院の偏在
- 3 地域医療の充実  
病・病 病・診連携 訪問看護事業
- 4 人材育成

※ 課題解決に向けた取組により、精神障害者の地域生活の充実が図られる。